

令和4年度 一般不妊治療費・不育症検査治療費の助成申請について

令和4年4月1日以降、助成制度が変わります。

※令和4年3月31日までに実施した治療は「旧制度」の方法で申請してください。

令和4年3月31日までに実施した治療の申請について【旧制度適用】

①対象者（以下のすべてに該当する方）

- ・夫婦いずれもまたはいずれか一方が新居浜市内に1年以上住所を有する夫婦（事実婚も可）であること（※他の市町村等で助成申請をされる方は対象となりません）
- ・夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと
- ・治療を開始した日の妻の年齢が43歳未満であること

②対象となる治療等

国内で行った人工授精または不育症検査治療（保険適用外）

③助成金額及び助成期間

	助成金額	回数	申請期限
一般不妊治療	上限5万円 (人工授精を複数回開始した場合は合算可)	2回まで	今回の申請分の初回治療日から1年以内
不育症	上限5万円	回数制限なし	一治療期間ごとに治療終了日から1年以内

④申請方法

今回申請分の初回治療日から1年以内に、以下の必要書類を持って、保健センターへ申請してください。

（★の様式は新居浜市ホームページからダウンロード可能。）

	必要書類	備考
1	一般不妊治療費・不育症検査治療費助成金交付申請書兼同意書★	氏名は必ずその本人が署名。
2	一般不妊治療費・不育症検査治療費受診等証明書★	主治医に記入を依頼。
3	個人情報確認同意書★	氏名は必ずその本人が署名。 個人情報確認同意書を提出していただくことで、保健センターが納税状況を確認。そのために夫婦両方の本人確認書類（写し可）が必要。
4	夫婦両方の本人確認書類（写し可）	(1)顔写真付きで官公署が発行した次のうちどれか1つ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等 写真付証明書（官公署発行） (2)(1)をお持ちでない場合は、次のうちどれか2つ 健康保険被保険者証、各種年金証明書等(官公署発行) 社員・学生書、通帳、診察券（官公署以外発行）
5	【法律婚の場合】 戸籍謄本(全部事項証明) 【事実婚の場合】 ア. 夫婦両方の戸籍謄本（全部事項証明） イ. 夫婦両方の住民票 ウ. 事実婚関係に関する申立書★	治療開始時に法律上の婚姻関係（又は事実婚関係）であることの証明書類として必要。 ※年度初回時は原本(3か月以内に発行されたもの)が必要。同一年度2回目以降の申請はコピー可。
6	一般不妊治療・不育症検査治療を受けた医療機関発行の領収書(原本)	
7	一般不妊治療費・不育症検査治療費助成金請求書★	
8	請求者名義の銀行通帳（JA、ゆうちょ銀行も可）	
9	夫及び妻の納税証明書	※ 3個人情報確認同意書を提出する場合は不要 自身で発行する場合は、手数料減免のため、申請時に「使用目的 不妊治療助成」、「提出先 保健センター」と記入。

※3「個人情報確認同意書」を提出し、納税状況を確認する方のうち、収入のない人や非課税所得のみの方は課税資料がないため、事前に市民税課で市県民税申告をお済ませください。

一般不妊治療

不育症検査治療



申請窓口・問い合わせ先

新居浜市保健センター ☎0897-35-1070